



令和7年1月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(行コ)第17号 損害賠償等請求を怠ることの違法確認等請求控訴事件(原
審・山形地方裁判所令和5年(行ウ)第3号)

口頭弁論終結日 令和6年10月28日

判 決

当事者 別紙1当事者目録記載のとおり

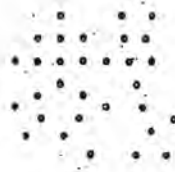
主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 本件訴えのうち、被控訴人が、野川政文(住所：[REDACTED]
[REDACTED])に対し、672万円及びうち308
万5157円に対する令和5年4月27日から支払済みまで年5
分の割合による金員を支払うよう請求することを怠ることが違法
であることの確認を求める部分を却下する。
- 3 被控訴人が、前項の野川政文に対し、363万4843円及び
これに対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合
による金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であるこ
とを確認する。
- 4 被控訴人は、第2項の野川政文に対し、363万4843円及
びこれに対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割
合による金員を支払うよう請求せよ。
- 5 控訴人らのその余の請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1を控訴
人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。



2 被控訴人が、野川政文（住所：[REDACTED]）に
対し、103万5千484円及びうち672万円に対する令和5年4月27日
から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを怠るこ
とが違法であることを確認する。

5 3 被控訴人は、前項の野川政文に対し、103万5千484円及びうち672
万円に対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を
支払うよう請求せよ。

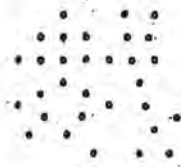
第2 事案の概要

1 事案の要旨（以下、略称等は、原則として原判決のそれによる。）

10 本件は、山形県の住民である控訴人らが、山形県議会議員であった野川が山
形県から交付を受けた平成20年度から平成26年度までの7年度分の政務活
動費又は政務調査費（政務活動費等）について架空の人件費を支出した旨の虚
偽の収支報告書及び領収書を作成・提出し、672万円（本件免脱額）の返還
を違法に免れたことにより、山形県に損失が生じ又は損害を被ったにもかかわ
15 らず、被控訴人が野川に対する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権及びこ
れらに対する民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下、特に
同改正前のものをいうときは「改正前民法」という。）所定の年5分の割合に
よる利息請求権又は遅延損害金請求権（本件各債権）の行使を違法に怠ってい
ると主張して、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、被控訴人が本件
20 各債権に係る請求権の行使を怠ることが違法であることの確認を求める（以下
「本件3号請求」という。）とともに、同項4号に基づき、被控訴人に対し、
本件各債権に係る請求権の行使をするよう求める（以下「本件4号請求」とい
う。）住民訴訟である。

2 原判決及び本件控訴

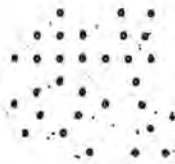
25 原判決は、本案前の判断として、①職権により、適法な住民監査請求の前置
の有無に関し、本件各債権について地方自治法236条1項前段の適用はなく、



改正前民法上の消滅時効が適用されると解されるところ、野川による本件各債権についての消滅時効の援用はなく、本件各債権は時効消滅していないから、本件各債権に係る請求権の行使を怠る事実も終わっておらず、したがって、地方自治法242条2項に定める住民監査請求期間も未経過であって適法な住民監査請求の前置があるとしたが、②本件3号請求について、本件各債権のうち確定利息又は確定遅延損害金348万3590円を超える部分（控訴人らが主張する本件各債権の額1035万4843円（①元金672万円と②控訴人らが主張する野川による最終の自主返還日までの確定遅延損害金又は確定利息金合計363万4843円の合計額）から③原裁判所が計算した同期間の確定遅延損害金又は確定利息348万3590円を控除した額である687万1253円及びうち672万円に対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員に係る部分）については、下記③のとおり野川の弁済により消滅するなどして不存在であるから、同部分に係る請求権の行使を怠ることが違法であることの確認を求める部分は、訴えの利益がなく不適法であるとして却下した。

その上で、本案の争点について、③令和3年12月20日付けの返還合意の存在及び内容に照らせば、野川が令和5年4月26日までに山形県に支払った672万円は本件各債権に対する弁済の趣旨でされ、かつ、野川と山形県との間に元本充当合意があり上記支払は元本に充当されたと認められるから、同日時点における本件各債権の残額は、確定利息又は確定遅延損害金348万3590円であるところ、④上記①のとおり本件各債権は時効消滅していないこと、上記返還合意により本件各債権の履行期限が延長されたということもできないことからすると、被控訴人は、野川に対し、同額の支払請求をすべき義務があるとした。

そして、⑤本件3号請求について、本件各債権のうち確定利息又は確定遅延損害金348万3590円に係る請求権の行使を怠ることが違法であることの



確認を求める部分を認容し（本件各債権のうち同額を超える部分に係る請求権の行使を怠ることが違法であることの確認を求める部分は上記②のとおり却下した。）、⑥本件4号請求について、本件各債権のうち同額に係る請求権を行使するよう求める部分について控訴人らの請求を認容し、同額を超える部分に係る請求権を行使するよう求める部分は理由がないとして棄却した。

控訴人らは、その敗訴部分を不服として控訴した。

3 前提事実、争点及び当事者の主張

以下のとおり原判決を補正し、後記4のとおり当審における控訴人らの主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」（以下「原判決第2」という。）の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

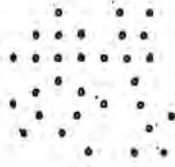
(1) 3頁6行目から18行目までを以下のとおり改める。

「ア 政務活動費等に関する定め

(7) 地方自治法の定め

平成24年法律第72号による改正前の地方自治法は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、その交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならないと定め（同法100条14項）、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものと定めていた（同条15項）。

平成24年法律第72号による改正後の地方自治法において、政務調査費の名称が「政務活動費」に改められ、その交付目的について「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」と定められ（同法100条14項）、また、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるも



のと定められた（同条16項）。

(イ) 条例の定め

山形県政務活動費の交付に関する条例（平成24年12月25日条例第60号による改正前の名称は「山形県政務調査費の交付に関する条例」。以下、同改正の前後を問わず「本件条例」といい、特に同改正後のものをいうときは「新条例」という。）の定めの概要は、以下のとおりである。

- a 議員に対して交付すべき政務活動費等の額は1月当たり28万円とし、当該政務活動費等は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付する（本件条例3条の2第1項）。
- b 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加など県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付され、政務活動費は、かかる活動に要する調査研究費、人件費等10項目の経費に充てることができる（新条例3条の3）。
- c 山形県から政務活動費等の交付を受けた議員は、政務活動費等による支出に係る領収書等を添付した収支報告書を山形県議会議長に提出しなければならない（本件条例10条1項、2項、5項）。
- d 議員は、その年度に交付された政務活動費等の総額から、その年度における政務活動費等の支出の総額を控除した残余がある場合、これを県に返還しなければならないが、知事は、残余があると認める議員に対しては、その返還を命ずることができる（本件条例12条）。

イ 時効に関する定め

(ア) 改正前民法の定め

改正前民法145条は、時効は、当事者が援用しなければ、裁判所が



これによって裁判をすることができないと定めている。

また、改正前民法167条は、債権は、10年間行使しないときは消滅すると定め、同法724条は、不法行為による損害賠償の請求権は、被害者等が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは時効によって消滅すると定めている。

(イ) 地方自治法の定め

地方自治法236条1項前段は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅すると定め、同条2項前段は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないと定めている。

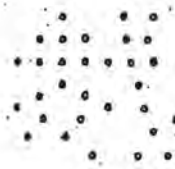
ウ 地方公共団体の債権に関する定め

(ア) 地方自治法の定め

地方自治法240条2項は、普通地方公共団体の長は、債権（金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利（同条1項））について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない旨定め、同条3項は、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる」と定めている。

(イ) 地方自治法施行令の定め

a 地方自治法施行令171条の5は、普通地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、下記(a)から(c)までの一つに該当し、これを履行させるこ



とが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができると定めている。

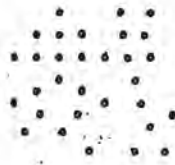
(a) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

(b) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

(c) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

b 地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項は、普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき（同項 1 号）、損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき（同項 4 号）などの同項各号に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができ、この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないと定め、同条 2 項は、履行期限後においても、上記の特約又は処分をすることができるが、この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものと定めている。

c 地方自治法施行令 171 条の 7 第 1 項は、普通地方公共団体の長は、前記 b の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の



特約又は処分をした日) から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる」と定めている。」

5 (2) 4頁7行目の「「返還免脱額」欄記載の政務活動費等」の次に「(以下、同欄記載の返還免脱額の合計672万円を併せて「本件免脱額」という。)」を加える。

(3) 4頁14行目の冒頭から18行目の末尾までを以下のとおり改める。

10 「イ 野川は、山形県議会議長に宛て、令和3年12月20日付けの「政務活動費等の返還について(誓約書)」(甲1。以下「本件誓約書」という。)、令和4年1月18日付けの「政務活動費等の返還について(計画書)」(乙3。以下「本件計画書1」という。)及び同年3月23日付けの「政務活動費等の返還について(計画書)」(乙5。以下「本件計画書2」といい、
15 本件誓約書及び本件計画書1と併せて「本件誓約書等」という。)を差し入れた。本件誓約書には、「自主返還(寄付)」として、令和4年1月から令和7年12月までにかけて本件免脱額に相当する672万円を分割して返還すること、ただし、極力繰上げ返還に努めることなどが記載されている。また、本件計画書1には、上記のうち令和3年度分の返還について、令和4年1月末日までに144万円、同年2月及び同年3月の各月末日までに各12万円を山形県に自主返還することが、本件計画書2には、上記のうち令和4年度分の返還について、令和4年4月から同年12月までの各月末日までに各12万円、令和5年1月から同年3月までの各月末日までに各11万円を山形県に自主返還することが記載されている。

20
25 また、野川と山形県議会議長は、令和5年4月25日付けの「政務活動費等の自主返還(寄付)〔平成20年度～平成26年度支出分〕の残額一括返還に係る合意書」(乙1。以下「本件合意書」という。)を作成し、



令和5年4月25日現在、本件誓約書において返還を約した本件免脱額に相当する67.2万円の残額が363万円であることを確認するとともに、野川が、同残額を同年5月9日までに山形県に一括で返還することに合意した。(甲1、3、弁論の全趣旨)」

- 5 (4) 4頁19行目の項番号「イ」を「ウ」に、同21行目の「合計67.2万円を支払った。」を「合計67.2万円の支払(以下、併せて「本件各支払」という。)をした。」に、それぞれ改め、その次に改行して以下のとおり加える。

10 「山形県が野川からの本件各支払を領収する都度、山形県議会事務局総務課は、山形県会計管理者に宛てて領収済通知書を発行したところ、これらの領収済通知書には、「納入(返納)義務者」として野川の住所氏名が、「納入(返納)金額」及び「納期限」として、本件計画書1、本件計画書2及び本件合意書記載の返還期日及び返還金額と同一の日付(ただし、当該返還期日の末日が休日又は祝日である場合はその直前の平日)及び金額の記載があり、
15 「納入(返納)理由」として「政務活動費等の自主返還」との記載がある。」

- (5) 4頁24行目の「野川が」から26行目の「(以下「本件免脱額」という。)」までを「本件免脱額」に改める。

- 20 (6) 5頁11行目の冒頭から12行目の末尾までを「(1) (本件4号請求に関し) 本件各債権の存否(争点1)」に改め、14行目の項番号「(1)」及び22行目の「にもかかわらず」から次行の「怠っている」までを、それぞれ削り、6頁4行目の「ではない。」を「でなく、本件各債権は消滅していない。」に改め、5行目の冒頭から7行目の末尾までを削る。

- 25 (7) 6頁10行目の「債権発生」を「債権発生時(別紙2の別表1(以下、同別紙の各別表を単に「別表1」などという。))の「返還額決定日」欄記載の日)」に改める。

- (8) 6頁11行目の末尾に改行して次のとおり加え、12行目の「また、」を



削る。

「(2) (本件3号請求に関する本案前の争点) 本件3号請求に係る訴えの適法性(争点2)

(被控訴人の主張)

怠る事実の違法確認請求の対象となる作為義務が既に履行されているときは、怠る事実の違法確認請求に係る訴えの利益は消滅すると解すべきである。

本件においては、野川が本件各支払をしたことにより、野川が騙取した平成20年度分から平成26年度分までの政務活動費等は全額回収済みであるから、被控訴人は、本件各債権に係る請求権を行使したといえ、作為義務は既に履行されている。

したがって、本件3号請求に係る訴えについては訴えの利益がなく、不適法である。

(控訴人らの主張)

野川による本件各支払は、本件各債権についての弁済としてされたものではないから、本件各支払によって本件各債権が消滅するものではない。

仮に、本件各支払により山形県が受けた利益をもって本件各債権について損益相殺的な調整を図るとしても、山形県に生じた損失又は損害(附帯債権を含む。)は、本件各支払によって全て賄われたとはいえない。

(3) (本件3号請求に関し) 被控訴人が本件各債権に係る請求権の行使を違法に怠っているか否か(争点3)

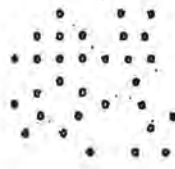
(被控訴人の主張)」

(9) 6頁19行目から21行目までを次のとおり改める。

「したがって、被控訴人が請求権の行使を違法に怠っているとはいえない。

(控訴人らの主張)

争う。」



4 当審における控訴人らの主張

本件誓約書等は、野川が単記名で作成して山形県議会議長に差し入れたものであり、本件合意書は、野川と山形県議会議長とが連名で作成したものであるが、いずれも、本件各支払を受けるべき主体である被控訴人を名宛人又は作成主体とするものではなく、本件各債権を管理する主体である被控訴人が何ら関与していない。また、被控訴人は、本件各債権につき歳入の調定、すなわち、本件各債権の権利内容に関する内部的意思決定として本件各債権の全体を認識する手続を経ていない。これらのことからすれば、本件各支払は、本件各債権の弁済としてされたものではないから、本件各支払により本件各債権は消滅しない。

したがって、被控訴人は、本件各債権の全額について、その請求権の行使を違法に怠っているというべきである。

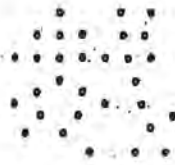
第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原判決と異なり、控訴人らの請求は、本件3号請求のうち、被控訴人が、野川に対し363万4843円及びこれに対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であることの確認を求める部分は理由があるから認容し、その余の部分は不適法であるから却下すべきであり、また、本件4号請求のうち、被控訴人に対し、野川に対して同額を支払うよう請求することを求める部分は理由があるから認容し、その余の部分は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 争点1（本件各債権の存否）について

(1) 本件各支払が本件各債権の弁済としてされたかについて

引用に係る原判決第2の2(3)の事実によれば、野川は、平成20年度から平成26年度までの間、架空の人件費を支出した旨を記載した収支報告書及び領収書を作成・提出し、山形県議会議長をして各年度の政務活動費等の残



余額を誤認させることにより、別表１の「返還額決定日」欄記載の日に、同表の「返還免脱額」欄記載の金額（本件免脱額合計６７２万円）の政務活動費等の返還を違法に免れ、法律上の原因なく同額を利得し、山形県に同額の損失を生じさせ又は山形県に同額相当の損害を生じさせたことが認められる。

これにより、山形県は、野川に対し、不当利得返還請求権（民法７０３条、７０４条）又は不法行為に基づく損害賠償請求権（同法７０９条）として６７２万円及びこれに対する改正前民法所定の年５分の割合による利息請求権又は遅延損害金請求権（本件各債権）を取得することとなった。

令和３年１１月に野川が本件免脱額に係る政務活動費等の返還を違法に免れたことが発覚した後、野川が山形県に対し本件免脱額に相当する６７２万円を返還することについて、本件誓約書等及び本件合意書が作成された。本件誓約書等及び本件合意書は、本件各債権の債務者である野川が、債権者である山形県ではなく、政務活動費の使途の透明性の確保に務める義務を負う山形県議会議長に宛てて約し、又は同議長との間で合意するという体裁が採られ、野川が、本件免脱額に相当する６７２万円を山形県に対し分割して返還することを内容とするものであって（前提事実等（１）、（４）イ）、このことからすれば、本件誓約書等及び本件合意書は、野川が、山形県議会議長に対し、本件免脱額に相当する金額である６７２万円を山形県に対して支払うこと及びその支払予定を表明する趣旨のものと解される（なお、以上のような本件誓約書等及び本件合意書の体裁及び内容等に加えて、普通地方公共団体の長は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときや、損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき等を除き、当該普通地方公共団体の債権について履行期の延長をすることができず（地方自治法施行令１７１条の６）、債権の免除をすることができるのはより一層限定された場合に限られているところ（同令１７１条

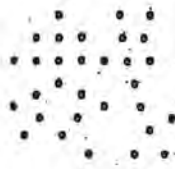


の7)、本件において野川にこれらに該当する事情があったと認めるには足りないことに照らせば、本件誓約書等及び本件合意書が作成されたことをもって、野川と山形県との間で、本件各債権の支払期限、弁済の充当の順序、債務免除等について何らかの合意をしたものとは認められない。)。そして、野川は、本件誓約書等及び本件合意書に返還期日として記載された日までに、別表2「野川の支払」のとおり合計672万円の本件各支払をし、山形県はこれを「政務活動費等」に係る返還金として領収した(前提事実等(4)ウ)。以上の事実からすれば、野川は、本件誓約書等及び本件合意書において表明したところに従い、自己が本件免脱額に相当する672万円の政務活動費等を違法に得たことによる山形県の損失又は損害を補填する趣旨で本件各支払をし、山形県においてもそのようなものとして領収されて、本件各債権のうち本件各支払に係る672万円についてはその目的が達せられたというべきであるところ、これは、債務者である野川が、債権者である山形県に対し、本件各債権の弁済をしたものにほかならないというべきである。

これに対し、控訴人らは、本件各支払は野川の自主的な寄付又は贈与にすぎず、本件各債権の弁済としてされたものではないと主張する。この点に関し、本件誓約書等及び本件合意書において「自主返還(寄付)」との表現が用いられていることが認められる(前提事実等(4)イ)。しかしながら、この表現からも、この支払が、野川が受給した政務活動費の返還分であることが明らかであり、本件各債権の弁済としてされたということが出来る。このことに照らすと、「自主返還(寄付)」との表現が用いられていることのみによって、野川が、本件各債権に係る債務とは別に、山形県に対し任意の寄付又は贈与として本件各支払をしたと解することはできず、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(2) 本件各支払の充当及び本件各債権の残額について

前記(1)のとおり、本件誓約書等及び本件合意書は、野川が、山形県議会議



長に対し、本件各債権の弁済として672万円を支払うこと及びその支払予定を表明したものであって、本件誓約書等及び本件合意書が作成されたことをもって、野川と山形県との間で、本件各債権の支払期限、弁済の充当の順序、債務免除等について何らかの合意をしたものとは認められず、他にこのような合意がされた事実も認められない。

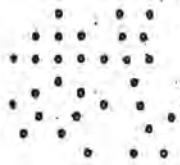
そうすると、本件各支払は、本件各債権のうち、弁済期の先後により年度の古いものから先に充当し（民法488条4項3号）、同一年度のものについては、遅延損害金、元本の順に充当すべきこととなる（同法489条1項）。これに従い、本件各支払の最終日である令和5年4月26日時点における本件各債権の残元本を計算すると、別紙3のとおり、363万4843円となる。

そして、地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないから（最高裁判所平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）、山形県は、野川に対し、本件各債権の残元本363万4843円及びこれに対する令和5年4月27日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権を有することとなる。

(3) 被控訴人の主張について

被控訴人は、本件各債権は既に時効消滅（地方自治法236条1項前段）したから、現在、被控訴人が本件各債権の行使を怠っているとはいえない旨主張する。

そして、地方自治法236条1項前段は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、こ



れを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨定め、同条2項前段は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することはできない旨定める。

しかし、これらの定めは、普通地方公共団体の権利義務の早期安定及び円滑な処理の要請に基づく定めであると解される。そして、このような制度趣旨は普通地方公共団体の公法上の債権については妥当すると考えられるものの、他方、普通地方公共団体を債権者とする債権であってもその性質が私法上の債権である場合には、普通地方公共団体と債務者との関係は私人間の関係と異ならないというべきであり、上記の制度趣旨は必ずしも妥当しないから、民法、商法等における消滅時効に係る定めも、地方自治法236条1項前段にいう他の法律の定め及び同条2項前段にいう法律の特別の定め該当すると解され、私法上の債権については、同条1項前段及び2項前段の適用はなく、民法、商法等における定めが適用されるというべきである（最高裁昭和40年（才）第296号同41年11月1日第三小法廷判決・民集20巻9号1665頁、最高裁昭和48年（才）第383号同50年2月25日第三小法廷判決・民集29巻2号143頁、最高裁平成17年（受）第721号同年11月21日第二小法廷判決・民集59巻9号2611頁各参照）。

本件各債権は、野川が虚偽の収支報告書及び領収書を作成・提出して政務活動費等の返還を免れ、山形県に損失又は損害を生じさせたことによる不当利得返還請求権（民法703条、704条）又は不法行為に基づく損害賠償請求権（同法709条）等であるから、本件各債権については民法上の消滅時効に関する規定が適用されると解される（本件条例12条は、議員は、その年度に交付された政務活動費等の総額から、その年度における政務活動費等の支出の総額を控除した残余がある場合、これを県に返還しなければなら



ず、知事はその返還を命ずることができる旨を規定するところ、仮に、本件各債権がこの規定に基づくものであったとしても、同規定は、政務活動費等が、地方自治法及び本件条例上、その用途を限定して交付されるものであり、その限定された用途に適合する支出を行った結果残余が生じた場合には、当該残余部分については、法律上の原因に基づかない利得として当然に返還すべき性質のものであることを明確にしたものであって、その法的性質は民法上の不当利得債権と異なるものではないと解されるから（最高裁平成29年（行ヒ）第404号同30年11月16日第二小法廷判決・民集72巻6号993頁参照）、地方自治法236条1項前段が適用されず、民法上の消滅時効に関する規定が適用されることには変わりがないというべきである。）。
10

そうすると、本件各債権のうち、不当利得返還請求権に基づくものであって、被控訴人が権利を行使することができる時から10年間を経過していないものについては、消滅時効が完成していない。消滅時効期間が経過したものについては、その消滅時効完成後に野川がこれを援用しない限り時効により消滅することはないが（改正前民法145条）、本件において、野川が本件各債権につき消滅時効を援用した事実は認められない。かえって、本件誓約書等の差入れ、本件合意書の作成又は本件返還合意に基づく本件各支払により、野川が本件各債権に係る債務を承認し、時効の利益を放棄したとみる余地もあると考えられる。したがって、本件各債権が時効により消滅した旨の被控訴人の主張は理由がない。
15
20

- (4) 以上によれば、本件4号請求は、野川に対して363万4843円及びこれに対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを求める限度で理由があり、その余は理由がないこととなる。

3 争点2（本件3号請求に係る訴えの適法性）について
25

地方自治法242条1項3号の怠る事実の違法確認請求は、特定の財務会計



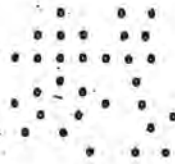
上の行為に係る権限を行使していないという不作為の事実があることを前提として、当該不作為が違法であることの確認を求めるものであるところ、財務会計上の不作為と評価され得る事実が存在しないような場合には、違法確認の対象となる事実がないといえるから、そのような場合における怠る事実の違法確認請求は、同法の予定する類型の訴訟とはいえず、不適法であると解される。

これを本件3号請求についてみると、現時点において、前記2のとおり、本件各債権の残元本は363万4843円であって、当初の元本672万円のうち308万5157円及び令和5年4月26日までに発生した利息又は遅延損害金（合計363万4843円）は弁済（本件各支払）により消滅したから、この部分については、被控訴人が請求権の行使をしていないという不作為の事実は存しない。したがって、本件3号請求に係る訴えのうち、672万円及びうち308万5157円に対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であることの確認を求める部分については、不適法である。

4 争点3（被控訴人が本件各債権に係る請求権の行使を違法に怠っているか否か）について

被控訴人は、本件各債権の存在を立証する手段がない中、可能な限りの債権管理義務を尽くし、令和5年4月26日までに、野川から本件免脱額に相当する672万円の本件各支払を受けたから、被控訴人が本件各債権に係る請求権の行使を違法に怠っているとはいえないと主張する。

しかしながら、被控訴人も入手可能であったと認められる野川を被告人とする刑事事件の訴訟記録（甲4、5）によれば、野川が、平成20年4月から平成27年3月までの間、月額8万円の架空の人件費を支出した旨の虚偽の収支報告書及び領収書を作成・提出して、本件免脱額に相当する672万円の返還を違法に免れていたことは明らかである上、令和3年12月20日には、野川が本件誓約書を山形県議会議長に差し入れることにより、上記の期間に返還を



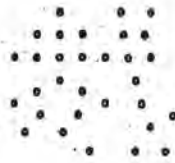
免れた政務活動費等の額が同額であることが確認されている(前提事実等(4)イ)。そうすると、被控訴人は、山形県の損失又は損害の全体及びこれらに対する利息又は遅延損害金の請求権の存在を知っているか、少なくとも容易に知ることができたというべきである。

そして、前記2(2)のとおり、地方公共団体の長は、原則として、客観的に存在する債権の行使又は不行使についての裁量はないと解されることからすると、被控訴人は、現時点における本件各債権の残額に係る請求権の行使を違法に怠っているというべきであって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

5 当審における控訴人らの主張に対する判断

控訴人らは、本件誓約書等及び本件合意書は、いずれも、本件各支払を受けべき主体である被控訴人を名宛人又は作成主体とするものではない、また、被控訴人は、本件各債権につき歳入の調定を経ていないなどとして、本件各支払は本件各債権の弁済としてされたものではない旨主張する。

しかし、本件において、野川による本件各支払により、本件各債権のうち672万円についてはその目的が達せられたというべきであり、弁済の効力が生じたと認められることは前記2(1)のとおりである。本件誓約書等及び本件合意書は、野川が山形県議会議長に対し、本件免脱額に相当する金額を山形県に対して支払うこと及びその支払予定を表明する趣旨のものに過ぎないから(前記2(1))、本件誓約書等の名宛人又は本件合意書の作成主体が本件各債権の債権者である山形県ではないことは、本件各支払の弁済としての効果を左右するものではない。また、歳入の調定(地方自治法231条)とは、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する手続であるが、これは、普通地方公共団体の内部的意思決定の行為であると解されるから、山形県において歳入の調定という会計上の処理を経ていなかったとしても、そのことは、本件各支払の私法上の弁済としての効果を左右するものではない。



したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

6 その他、控訴人らは種々主張するが、上記の認定、判断を左右するものはない。

第4 結論

5 よって、本件3号請求に係る訴えのうち、被控訴人が野川に対し、672万円（本件各支払のうち本件各債権の元本に充当された308万5157円及び
令和5年4月26日までに発生した利息又は遅延損害金363万4843円の
合計額）及びうち308万5157円に対する同月27日から支払済みまで年
5分の割合による金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であること
10 の確認を求める部分是不適法であるから却下し、本件3号請求のうち、被控訴
人が野川に対し、363万4843円及びこれに対する同日から支払済みまで
年5分の割合による金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であるこ
との確認を求める部分、及び本件4号請求のうち、被控訴人に対し、野川に対
して363万4843円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合
15 による金員を支払うよう請求することを求める部分については、その限度にお
いて理由があるからこれらをいずれも認容し、本件4号請求のうち、その余の
部分は理由がないから棄却すべきであるところ、これと異なる原判決（前記第
2の2）は一部失当であって、本件控訴の一部は理由があるから、原判決を上
記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

20 仙台高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

倉

澤

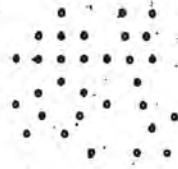
守

春



裁判官 櫛 橋 直 幸

5 裁判官 栗 原 志 保



(別紙1)

当 事 者 目 録

山形市相生町5番25号 弁護士法人あかつき法律事務所内

5

控訴人(1審原告)

市民オンブズマン山形県会議

同代表者代表

外 塚 功
田 中 暁

山形県

控訴人(1審原告)

上記兩名訴訟代理人弁護士

外 塚 功

10

山形市

控訴人(1審原告)

控訴人ら訴訟代理人弁護士

外 塚 功
田 中 暁
高 橋 敬 一
渡 邊 大 輔

15

山形市松波2丁目8番1号

被控訴人(1審被告)

山 形 県 知 事
吉 村 美 栄 子
伊 藤 三 之
鹿 野 純
以 上

20

別表1 返還免脱額

交付年度	返還額 決定日	返還免脱 額(円)
平成20	H21.7.1	960,000
平成21	H22.7.1	960,000
平成22	H23.7.1	960,000
平成23	H24.7.2	960,000
平成24	H25.7.1	960,000
平成25	H26.7.1	960,000
平成26	H27.7.1	960,000

別表2 野川の支払

支払日	支払額 (円)
R4.1.25	1,680,000
R4.4.18	360,000
R4.7.19	360,000
R4.10.12	360,000
R5.1.13	330,000
R5.4.26	3,630,000

法定充当による損害金計算書

年利 5.0%

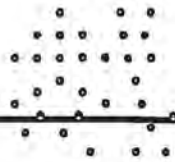
平年日：1年に満たない端数期間のうち平年に属する日数

計算方法 (0) 特約なし

閏年日：1年に満たない端数期間のうち閏年に属する日数

一円未満の端数処理 (0) 切捨

日付	摘要	弁済期到来額	自主返還 (寄付) 額	年	平年日	閏年日	総日数	発生損害金	残元金	累計損害金	残債権合計	備考
H21.07.01	H20度分の返還額決定	¥960,000		0年	0日	0日	0日	¥0	¥960,000	¥0	¥960,000	返還を免れた人件費相当額 部分(決定日推定)
H22.07.01	H21度分の返還額決定	¥960,000		1年	0日	0日	365日	¥48,000	¥1,920,000	¥48,000	¥1,968,000	同上
H23.07.01	H22度分の返還額決定	¥960,000		1年	0日	0日	365日	¥96,000	¥2,880,000	¥144,000	¥3,024,000	同上
H24.07.02	H23度分の返還額決定	¥960,000		1年	0日	1日	367日	¥144,393	¥3,840,000	¥288,393	¥4,128,393	同上
H25.07.01	H24度分の返還額決定	¥960,000		0年	182日	182日	364日	¥191,212	¥4,800,000	¥479,605	¥5,279,605	同上
H26.07.01	H25度分の返還額決定	¥960,000		1年	0日	0日	365日	¥240,000	¥5,760,000	¥719,605	¥6,479,605	同上
H27.07.01	H26度分の返還額決定	¥960,000		1年	0日	0日	365日	¥288,000	¥6,720,000	¥1,007,605	¥7,727,605	同上
R03.12.20	●野川→県議会議員 誓約書差入れ			6年	172日	0日	2364日	¥2,174,334	¥6,720,000	¥3,181,939	¥9,901,939	【甲1】
R04.01.18	●野川→県議会議員 計画書差入れ			0年	29日	0日	29日	¥26,695	¥6,720,000	¥3,208,634	¥9,928,634	【乙3】
R04.01.25	▽野川の自主返還(寄付) [R04.01-R04.03]		¥1,680,000	0年	7日	0日	7日	¥6,443	¥6,720,000	¥1,535,077	¥8,255,077	【乙4の1～同3】
R04.03.23	●野川→県議会議員 計画書差入れ			0年	57日	0日	57日	¥52,471	¥6,720,000	¥1,587,548	¥8,307,548	【乙5】
R04.04.18	▽野川の自主返還(寄付) [R04.04-R04.06]		¥360,000	0年	26日	0日	26日	¥23,934	¥6,720,000	¥1,251,482	¥7,971,482	【乙6の1～同3】
R04.07.19	▽野川の自主返還(寄付) [R04.07-R04.09]		¥360,000	0年	92日	0日	92日	¥84,690	¥6,720,000	¥976,172	¥7,696,172	【乙6の4～同6】
R04.10.12	▽野川の自主返還(寄付) [R04.10-R04.12]		¥360,000	0年	85日	0日	85日	¥78,246	¥6,720,000	¥694,418	¥7,414,418	【乙6の7～同9】
R05.01.13	▽野川の自主返還(寄付) [R05.01-R05.03]		¥330,000	0年	93日	0日	93日	¥85,610	¥6,720,000	¥450,028	¥7,170,028	【乙6の10～同12】
R05.02.21	原告提訴			0年	39日	0日	39日	¥35,901	¥6,720,000	¥485,929	¥7,205,929	
R05.04.25	●野川・県議会議員 合意書作成			0年	63日	0日	63日	¥57,994	¥6,720,000	¥543,923	¥7,263,923	【乙1】
R05.04.26	▽野川の自主返還(寄付) [H20度～H26度元金]		¥3,630,000	0年	1日	0日	1日	¥920	¥3,634,843	¥0	¥3,634,843	【乙2】



これは正本である。

令和7年1月15日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 加藤 知彦

